

大仙市広報だいせん日和「地域情報」及び「情報交差点」掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市（以下「市」という。）が発行する広報だいせん日和（以下「広報紙」という。）の「地域情報」及び「情報交差点」（以下「地域情報等」という。）ページに掲載する記事の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報紙の地域情報等ページに掲載できる記事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が共催・協賛・後援・推薦する事業の告知等
- (2) 市以外の官公庁が、主催・共催する事業の告知等
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催する事業の告知等
- (4) 市が資本金の過半数以上を出資している法人が主催して実施する事業の告知等
- (5) 市の公共施設の指定管理者が、自らが管理する指定管理施設の利用増進を目的とする事業の告知等
- (6) 営利を目的としない市民団体等が実施する事業の告知等
- (7) 前各号に該当するもののほか、特に市民の便宜に供すると判断できるもの

(掲載できない記事)

第3条 次のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し又は違反するおそれのあるもの
- (2) 賭博性を有する等青少年育成の観点から不適切なもの
- (3) 政治的活動、宗教的活動、意見広告又は個人的宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (5) 協賛や寄付などの金や物品を募ることを主な内容としているもの
- (6) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの。ただし、前条第3号から第5号までに該当する場合は、この限りではない。
- (7) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報広聴課長が掲載を不適切と判断したもの

(掲載する記事の優先順位)

第4条 広報紙に掲載する際の優先順位は、次の各号によるほか記事掲載欄の空き状況や過去の掲載状況等を参酌し広報広聴課が判断する。

- (1) 第2条第1項第1号
- (2) 第2条第1項第2号から同第5号まで
- (3) 第2条第1項第6号
- (4) 第2条第1項第7号

(掲載の依頼方法)

第5条 掲載を希望する場合は、掲載希望内容、連絡先の住所・氏名・電話番号等の必要事項を大仙市広報だいせん日和「地域情報」及び「情報交差点」掲載依頼書(様式第1号)に記入の上、市役所窓口、Eメール、FAX及び郵送により、広報広聴課に提出するものとする。

2 提出期限は、掲載を希望する月の広報発行日の1カ月前までとする。提出期限が閉庁日の場合は直前の開庁日とする。郵送で提出する場合は、提出期限までに必着とする。

(了承事項)

第6条 掲載依頼者は、次の全ての事項について了承するものとする。

- (1) 広報掲載された内容が、市のほかの広報ツールから発信される可能性があること
- (2) 掲載の可否及び構成、掲載月の変更については、広報広聴課に一任すること
- (3) 広報紙への掲載の可否、又は掲載月の変更について、広報広聴課から掲載依頼者には連絡しないこと
- (4) 原稿内容を広報広聴課で編集すること
- (5) 紙面校正には速やかに応じること
- (6) 掲載内容に関する読者からの問い合わせに対して、誠実に対応すること
- (7) 前各号のほか、団体によっては市から団体の規則、構成員名簿、事業計画書及び収支決算書などの提出を求められた場合にはそれに応じること

附則

この基準は、令和5年5月22日から施行し、令和5年6月1日以降に発行する広報紙から適用する。

附則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。